

安全保障貿易管理の最近の動向

2025年6月

貿易経済安全保障局

貿易管理部 安全保障貿易管理課

1. 安全保障貿易管理とは

2. 違反事例

3. 最近の改正事項

1. 安全保障貿易管理とは

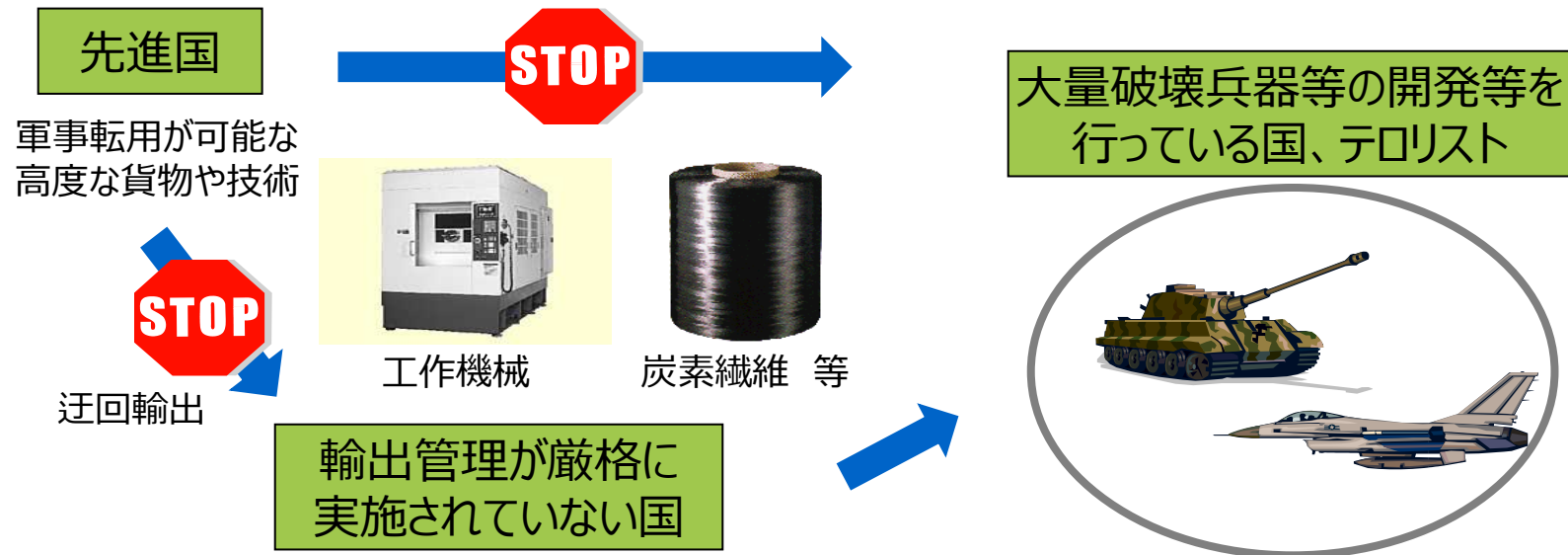
2. 違反事例

3. 最近の改正事項

安全保障貿易管理とは

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※¹や通常兵器の開発等※²を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- それらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により輸出管理等を推進。
- 我が国は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出管理等※³を実施。

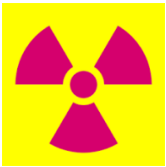
目的	我が国を含む国際的な平和及び安全の維持
手段	武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等



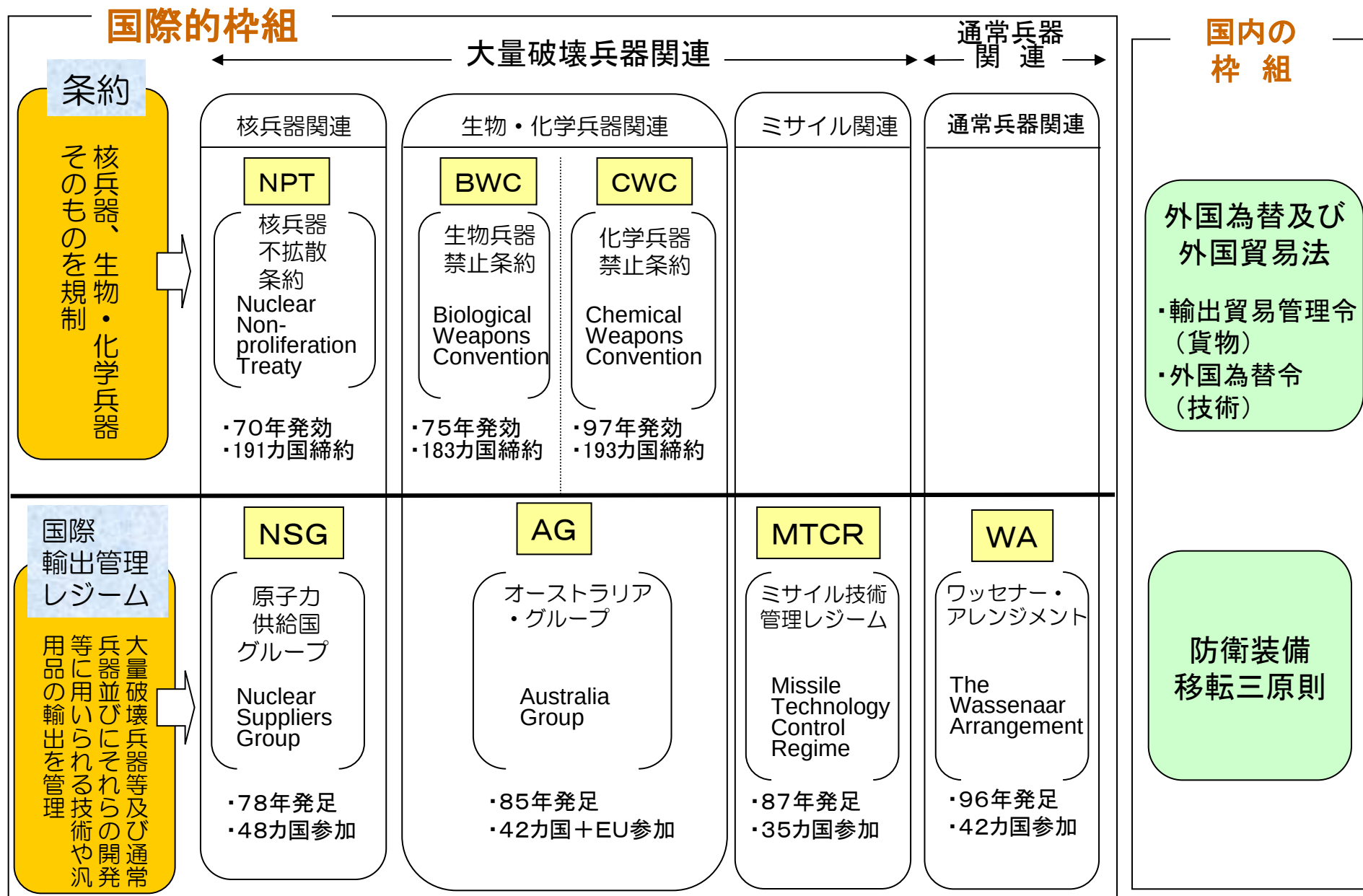
※ 1 「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう ※ 2 「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう
※ 3 「輸出管理等」とは、貨物の輸出及び技術の提供の管理をいう

汎用品の懸念用途への転用例

民生用途として輸出した貨物が輸出先で**懸念用途に転用**されるおそれ

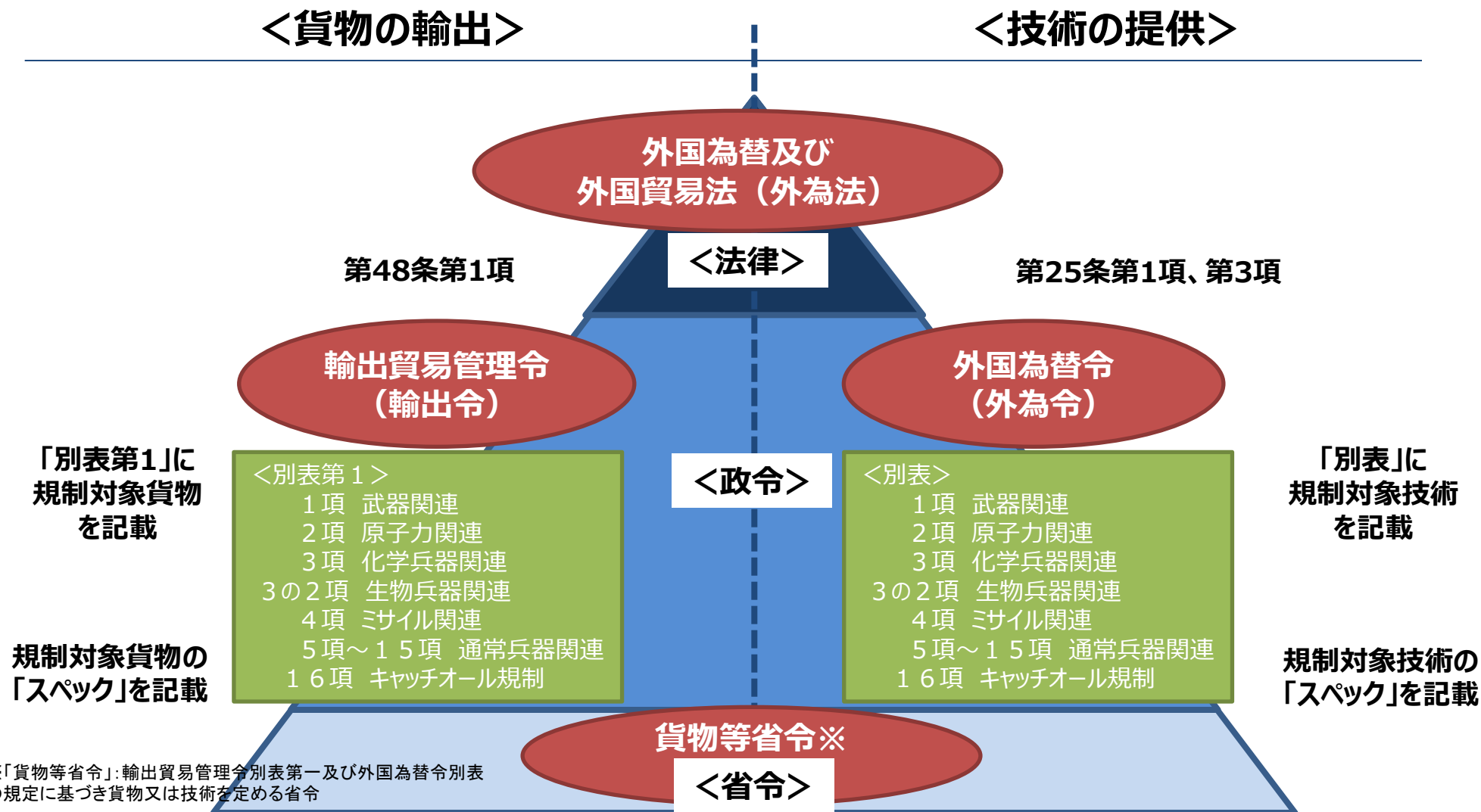
	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の製造 	自動車の製造 や切削 
シアン化ナトリウム	化学兵器の 原材料 	金属めっき 工程 
ろ過器	細菌兵器製造 ための 細菌抽出 	海水の 淡水化 
炭素繊維	ミサイルの 構造材料 	航空機の 構造材料 

国際輸出管理レジームの概要



安全保障貿易管理制度の全体像

- 国際輸出管理レジームを踏まえ、外為法に基づいて貿易管理を実施。具体的には、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣の許可制となっている。



安全保障貿易管理制度の概要

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	<u>政省令で定める品目</u> 武器、機微な汎用品（原子力・生物・化学兵器・・・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等）	<u>リスト規制品目以外の全品目</u> (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	下記（A）を除く全地域	下記（B）の国	下記（A）及び（B）を除く全ての国（C）
と許 なる 可 が 要 件 要	—	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

(A): 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国【計27カ国】: 輸出令別表第3

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

(B): 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国【計10カ国】: 輸出令別表第3の2

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

(C): 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国 イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

リスト規制とは

輸出しようとする貨物が「輸出令・別表第1」の1～15項、又は提供しようとする技術が「外為令・別表」の1～15項の品目に該当し、かつ、「貨物等省令」に該当する仕様を有する場合は、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- 「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令」に規定された仕様(スペック)※に該当する場合は必ず輸出等の許可が必要
- 全地域向けが対象
- 輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。



用途、需要者にかかわらず、海外の自社工場や
日系企業への輸出等でも許可が必要！

(注) 貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令
(＝輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

大量破壊兵器キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目（ただし、食料品、木材等は除く。）

特に注意；懸念の強い貨物例（参考1）41品目

対象地域

輸出管理を厳格に実施している輸出令別表第3の地域を除く地域

許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断 ➡ **インフォーム要件**

✓ 経済産業大臣より輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

(2) 輸出者による判断 ➡ **客観要件**

注意

用途・需要者に懸念があると思われる場合には、経産省に相談！

① **用途要件**（使用目的）

✓ 輸入先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か

② **需要者要件**（顧客）

✓ 輸入者・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う（行っていた）か否か

✓ 外国ユーザーリスト（参考3）掲載の企業・組織か否か

通常兵器キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目
(ただし、食料品、木材等は除く)

懸念の強い貨物 34品目

対象地域

国連武器禁輸国・地域^{注1}

許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断

✓ 輸出許可申請をするよう経済産業大臣より通知を受けた場合

(2) 輸出者による判断

インフォーム要件

客観要件
(用途要件のみ)

輸入先等において、通常兵器^{注3}の開発等に
用いられるか否か

リスト規制に該当しない全品目
(ただし、食料品、木材等は除く)

一般国^{注2}

インフォーム要件



用途に懸念があると思われる場
合には、経産省に相談！

注1) 国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第3の2地域）

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

注2) 輸出令別表第3の地域、国連武器禁輸国・地域を除く全ての国（イラン、シリア、中国、ロシア等）

注3) 通常兵器：大量破壊兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物

(参考) 外国ユーザーリストの概要

- 経済産業省においては、キャッチオール規制の実効性を向上させるため、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国・地域の団体の情報を「外国ユーザーリスト」として公表。2002年から公表を開始し、原則毎年1回改正。
- 掲載団体向けに非リスト規制品の輸出を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要（禁輸リストではない）。

1. 外国ユーザーリスト（EUL: End User List）の位置づけ

- 経済産業省では、キャッチオール規制の実効性の向上を図ることを目的として、大量破壊兵器等の開発等へ関与している懸念が払拭されない外国・地域の団体の情報を、外国ユーザーリストとして公表。
- 外国ユーザーリストは、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない団体について輸出者の参照用に提供しているものであり、禁輸リストではない。
- 外国ユーザーリスト掲載団体向け輸出であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかであれば、輸出者は、輸出が可能。

2. 外国ユーザーリストの改正について

- 外国ユーザーリストは、国内外から収集した各種情報を分析し、概ね年1回の定期改正を実施。
- 直近では2025年1月に改正。

＜国別の掲載団体数＞

国・地域名	現行	改正後	追加	削除
アラブ首長国連邦	24	25	1	0
イラン	223	235	14	2
北朝鮮	153	153	0	0
台湾	4	5	1	0
中国	101	114	14	1
パキスタン	101	101	0	0
香港	8	16	14	6
ロシア	53	60	7	0
その他	39	39	0	0
合 計	706	748	51	9

1. 安全保障貿易管理とは

2. 違反事例

3. 最近の改正事項

- ・補完的輸出規制の見直し
- ・重要・新興技術に関する輸出管理品目
- ・審査合理化

違反事例

(1) 管理体制に関する違反事例

違反の概要	解説
<輸出管理体制の未整備> 貨物の輸出及び役務の提供について、担当者は外為法上の手続きが必要なことは認識していたが、納期が迫っていたこともあり、 上長の確認を得ることなく担当者の判断で 非該当として輸出した。	社内の決裁を経ることなく、担当者の独断で輸出できる体制に問題がある。 輸出管理において想定される様々なリスクを事前に把握し、回避するため に、輸出管理体制を整備しておくことが望ましい。 安全保障貿易管理HP 企業等の自主管理の促進

(2) 外為法認識不足

違反の概要	解説
<外為法認識不足> リスト規制に該当するサンプル品を海外取引先に提供することになったが、 サンプルの提供は輸出に当たるとの認識がなく 、外為法上の必要な手続きを行わなかった。	サンプルの提供は有償か無償かを問わず輸出に当たるため 、法令に則って手続きを行う必要がある。 その他、 不具合品やレンタル品の返送、修理後の納品、海外子会社向けに材料等の提供等 も輸出に当たる。
<外為法認識不足> ・ ソフトウェアの提供 が外為法の規制対象となりうるとの認識がなかった。 ・ クラウドサービス上に該当の技術を保存しており、 海外の子会社が自由にアクセス可能 な状態であったが、当該行為が役務の提供に当たるとの認識がなかった。	・ 貨物の 設計、製造又は使用に必要な特定の情報 については、ソフトウェアの形態であっても規制技術に該当し、外為法の規制対象となりうる場合がある。 ・ 自社の子会社であっても、 非居住者が自由に規制に該当する技術にアクセスできる状態は技術の提供に当たると考えられるため 、アクセス制限を行うか、役務取引許可申請を行う必要がある。

輸出管理体制整備：「該非判定」「取引審査」「出荷管理」等について、社内での業務分担・責任範囲を定めるなど、社として輸出管理を適切に実施するための仕組みを整備すること。

違反事例

(3) 該非判定に関する違反事例

違反の概要	解説
<判定未実施・非規制思い込み> 従来取り扱っていた非該当の製品が廃番になったため、型番違いの代替品を輸出することになったが、非該当製品と同等の性能であるため、当然 非該当であると思い込み、該非判定を行わなかった。	該非判定は輸出の都度行う 必要がある。 従来の非該当製品と互換性、代替性のある品物であっても、機能・性能が変更、改良されるなど仕様が異なっている場合があるため、改めて該非判定を行うことが推奨される。
<他社誤判定鵜呑み> メーカーから入手した該非判定書には、輸出しようとしている貨物は非該当と表記されていたため、 自社で改めて該非判定をすることなく非該当品として輸出 したが、後日、メーカーの誤りで実は該当品であることが判明した。	該非判定は輸出者の責任において実施しなければならない ため、他社から入手した該非判定書についても自社において再度確認するよう努める必要がある。
<判定誤り> 2項及び6項で該非判定を行う必要がある貨物を、 2項のみで該非判定を行い、非該当として輸出 した。	外為法上の規制に該当する項目は1つとは限らず、 複数の項目によって規制されている場合がある ため、該当する可能性のある項目はすべて確認する必要がある。
<法令改正への対応不足> 過去に非該当と判定した製品が法令改正により該当品になったものの、 法令改正について認識がなく、無許可輸出を繰り返した。	該非判定は、最新の外為法に基づき判定する必要がある。 法令改正時には判定内容を確認すること。 安全保障貿易管理HP 改正情報

違反事例

(4) 用途・需要者確認の未実施

違反の概要	解説
<用途・需要者確認の未実施> 該非判定の結果、非該当であったため、 <u>用途及び需要者を確認することなく</u> 輸出した。	リスト規制に非該当であっても、 キャッチオール規制について確認する必要がある ため、用途及び需要者を確認したうえで、許可申請の要否、輸出可否の判断を行う必要がある。 安全保障貿易管理HP キャッチオール規制

(5) 特例適用誤り

違反の概要	解説
<少額特例適用誤り> 1つの契約にかかる金額が少額特例の上限額を超えていても、 <u>1回の輸出当たりの輸出申告額がその上限額以内であれば少額特例が適用可能であると考え、複数回に分けて</u> 許可を得ることなく輸出した。	少額特例の適用は個々の申告額ではなく、 契約額全体で判断する必要がある 。また、1つの契約を合理的な理由なく複数の契約に分割し、それぞれ少額特例を適用することは、 少額特例の悪用とみなされる 場合があり、外為法違反となるおそれがある。 経済産業省安全保障貿易管理HP Q&A（少額特例）Q5参照
<修理特例適用誤り> 本邦から輸出した貨物を修理するために輸入し、修理にあわせて <u>改良を行い性能が向上したが、貨物等省令に定める仕様に変化はなかったことから、修理特例が適用可能であると考え</u> 、許可を得ることなく輸出した。	いわゆる修理特例を適用するためには、 ・ 本邦から輸出した貨物を本邦において修理する ・ 修理完了後貨物の本邦への輸出者に再輸出する ・ 修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のない ことが必要である。修理には1対1の交換を含む。 輸出貿易管理令第4条第1項第二号ホ・ハ 無償告示 輸出貿易管理令の運用について4-1-2（5）

違反事例

(6) 輸出申告上の不備（関税法違反）

違反の概要	解説
＜許可証、特例適用の申告漏れ＞ ・ <u>特別一般包括等の許可証を保有していたが、該当貨物を誤って非該当として税関に申告し、輸出した。</u> ・ 少額特例適用貨物であるため非該当として輸出したが、<u>特例を適用して輸出する旨を税関に申告する必要があることを知らなかった。</u>	外為法上の輸出許可証を有している場合や、輸出貿易管理令第4条で定める特例が適用される場合は、その旨を輸出時に税関に申告する必要がある。 直ちに外為法上の違反（無許可輸出）とはならないが、輸出申告上の不備があったものとして関税法違反となる。 通関手続を通関業者等に依頼する場合（代理通関）には、あらかじめ外為法に基づく許可証を保有している、あるいは特例を適用する旨伝達しておく必要がある。なお、通関業者等を利用したとしても、申告不備の責は、あくまでも輸出者にあることとなるため、注意が必要である。
＜特例適用貨物への許可証適用誤り＞ <u>少額特例が適用される貨物であるにもかかわらず、特例適用可否の判断作業を省き社内手続きを簡素化するため、包括許可証を用いて輸出した。</u>	輸出貿易管理令第4条の規定（特例）が適用される貨物については外為法上の許可を得る必要がないため、包括許可証を使用した輸出として税関に申告するのは誤り。 直ちに外為法上の無許可輸出とはならないが、輸出申告上の不備があったものとして関税法違反となる。

1. 安全保障貿易管理とは

2. 違反事例

3. **最近の改正事項**

- ・補完的輸出規制の見直し
- ・重要・新興技術に関する輸出管理品目
- ・審査合理化

産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告概要【2024年4月】

1. 現状認識

- 前回の中間報告以降も国際的な安全保障環境は大きく変化し、**安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭**など、足下の安全保障環境の変化は、これまでの安全保障貿易管理のあり方に課題を投げかけている。
- また、輸出者は、安全保障貿易管理の必要性等を認識した上で、**該非判定や用途・需要者確認に取り組むことが求められる**。他方、輸出管理当局は輸出者の法令遵守を徹底するため、**安全保障貿易管理の制度・運用をわかりやすいものとするよう取り組むことが求められる**。このため、**官民が緊密に連携した安全保障貿易管理の推進**が求められる。

2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた**不拡散型輸出管理は大きな転換期**を迎えており、**非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現**する必要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)～(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- ① 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上の**リスクがより高い取引に厳に焦点を当て**、リスクが低い取引は合理化を追求。
- ② **同盟国・同志国との重層的な連携**を通じて、**国際協調による実効性と公平性を担保**するとともに、**共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化**を過度に阻害しない。
- ③ **官民での情報共有・対話**等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

(1) 補完的輸出規制の見直し

※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。

- **汎用品・汎用技術の軍事転用可能性**の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。

① 一般国向け通常兵器補完的輸出規制

- **一般国**（グループA国以外）向けであっても、安全保障上の**リスクが高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合**に適切に管理。
- この際、**懸念需要者や懸念取引等**に関する情報を**政府が提供**。

② グループA国経由での迂回対策

- 補完的輸出規制の対象外の**グループA国**向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、**インフォーム**。

(2) 技術管理強化のための官民対話スキームの構築

- 技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、**多様な経路に応じた対策が必要**。（技術は一度流出すると管理困難。）
- 外為法の技術移転管理に関し、**官民対話を通じた新たな技術管理スキーム**を導入。

- 技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、**政府に事前報告**。
※今回の措置は、**貨物は対象外**。
- 適切な技術管理に向け、**政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施**。
※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。
- 取引時点のみならず、**時間的経過に伴う軍事転用懸念**を考慮。

(3) 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携

- 急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。
- 各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下。**国際連携による制度・運用の協調**を企図。

- 国際輸出管理レジームで**技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理**を行う。
- 懸念度と緊急度に応じた、**技術保有国による連携**も有効。
- 国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る**運用面での協調**を行う。
- 国際輸出管理レジームの**非参加国との連携を強化**。

(4) 安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化

- **メリハリのある運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ**等の観点から、以下の分野で合理化。

- ① **半導体製造に用いられる一部の部分品**（圧力計やクロスフロー過装置）を特別**一般包括許可の対象**に。
- ② **インド・ASEAN向け工作機械**を、一定の要件の下（移設検知機器の搭載等）で、特別**一般包括許可の対象**に。
- ③ 同志国軍による**防衛装備の持ち帰り、民生用途の1項品**等に関する**許可申請手続を簡素化**。
- ④ 内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、**立入検査を重点化**。

(5) 国内外の関係者に対する一層の透明性の確保 / (6) インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用

3. 中長期的な検討課題等

- 上記の**対応の方向性**については、本報告を踏まえて、**速やかに制度・運用の見直しを図る**べき。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、**必要に応じた抜本的な見直し**を検討すべき。
- その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした**新たな技術管理の必要性、法体系の複雑性の解消**（「わかりやすさ」の追求）を含めた外為法に基づく**安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿**の検討への指摘もあり。

産構審 安全保障貿易小委員会中間報告を踏まえた外為法関連の制度改正の概要

- 産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告（2024年4月）を踏まえ、外為法に基づくリスト規制とキャッチオール規制に係る以下の内容につき、政省令等を改正

改正内容一覧	公布日	施行日
（１）リスト規制関連		
①重要・新興技術関連品目等に係る改正	政令：3月28日 省令・通達：4月3日	5月28日
②規制の合理化・適正化		5月28日 ※一部、公布後即施行
（２）キャッチオール規制関連等		
③通常兵器に関するキャッチオール規制の見直し （客観要件の追加）	4月9日	10月9日
④懸念国による迂回調達防止のためのキャッチオール規制の見直し		
⑤官民対話による技術管理スキームにおける対象技術の追加		6月9日
⑥防衛装備移転に関する輸出管理手続の合理化		公布後即施行
⑦自己管理チェックリスト（CL）の見直し		5月9日

（日付はいずれも2025年）

1. 安全保障貿易管理とは

2. 違反事例

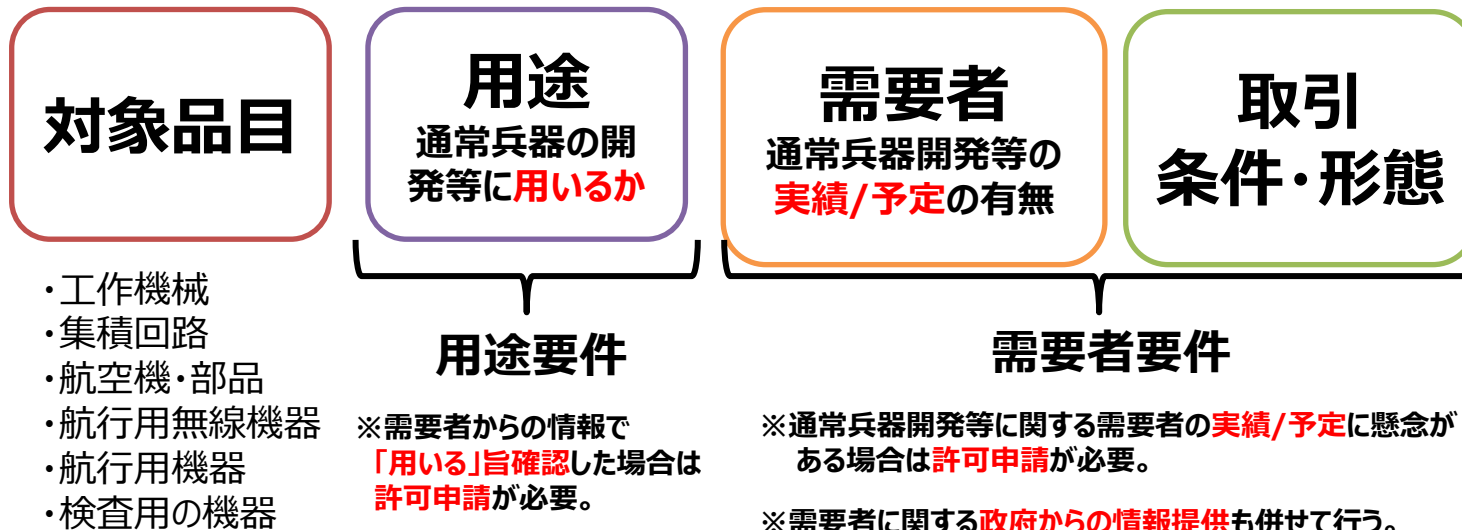
3. 最近の改正事項

- ・補完的輸出規制の見直し
- ・重要・新興技術に関する輸出管理品目
- ・審査合理化

通常兵器キャッチオール規制の見直し（客観要件の追加）

- ロシアのウクライナ侵略以降、日本製の工作機械、電子部品や無人航空機部品等がロシア・ベラルーシの通常兵器に軍事利用されていることが判明。
- このため、通常兵器に関するキャッチオール規制を見直し、本邦輸出者が、安全保障上の懸念の高いリスト規制されていない汎用品（工作機械、集積回路、無人航空機部品等）を輸出する際、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられる懸念が高いと自ら判断する場合には、経産大臣への許可申請を義務付ける制度を新たに導入。
- 申請すべき要件（用途要件、需要者要件）を明確化することで、輸出者負担や国際貿易の過度な阻害可能性を考慮しつつ、懸念の高い取引を適切に管理する。

懸念の高い取引を特定するための視点（絞り込み・明確化）



グループA国経由での迂回対策

- 安保小委中間報告において、グループA国向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、インフォームする制度を構築することとしている。
- 迂回の経由地となるグループA国自体は、適切な輸出管理ができていることから、迂回防止を定める法48条2項（技術は法25条2項等）に基づき、インフォームを可能とする規定を新設する。

第48条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

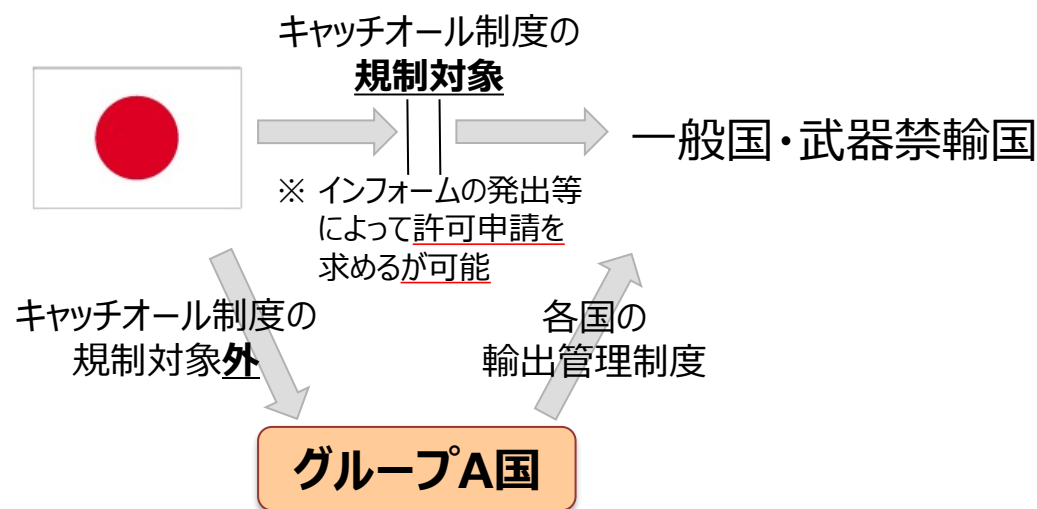
安保小委の中間報告（抜粋）

2. 1. 補完的輸出規制の見直し

（イ）グループA国を経由した迂回に対する措置

法制面等の更なる検討を要するものの、輸出管理当局として、グループA国を経由した迂回調達の懸念情報を得た場合には、インフォームを行うことが出来る仕組みを導入すべきである。ただし、グループA国は適切な輸出管理を行っていると考えられることから、懸念情報の共有など、当該グループA国の輸出管理当局との一層の執行協力を進めることを前提とし、当該インフォームは、安全保障貿易管理における最終手段として位置付けるべきである。

グループA国を経由した非リスト規制品目の迂回調達（イメージ）



※グループA国（輸出令別表第3に掲げる地域）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

通常兵器キャッチオール規制に係る制度改正

- 一般国向けは、特定品目（輸出令16の項(1)）について用途要件及び需要者要件を追加。
 - 武器禁輸国向けは、全品目（輸出令16の項(1)(2)）について需要者要件を追加。
- ※武器禁輸国向けは、「用途要件」は、現行「全品目」適用されているため、「需要者要件」（全品目）が追加となる。

「○」適用あり（現行） 「●」適用あり（追加） 「－」適用なし。「黄色網掛け」が追加となるキャッチオールの規制要件。

対象地域		①グループA国		②武器禁輸国		③一般国（①②以外）	
対象品目		1 6 項(1)：特定品目	1 6 項(2)：全品目	1 6 項(1)：特定品目	1 6 項(2)：全品目	1 6 項(1)：特定品目	1 6 項(2)：全品目
1. インフォーム要件		● 追加（法48条2項、25条2項等） ※大量破壊兵器も同様		○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし
2. 客観要件	(1) 用途要件	－	－	○ 変更なし	○ 変更なし	● 追加	－
	○おそれ貨物 34品目	－	－	－ ※16項(1)品目と重複排除		－	－
	(2) 需要者要件	－	－	● 追加（全品目） ※ユーザーリスト以外の需要者も対象		● 追加 ※ユーザーリスト 以外の需要者も 対象	－
	○外国ユーザー リスト	－	－	● 追加		● 追加	－
	○明らかガイド ライン	－	－	● 追加		● 追加	－

※グループA国のインフォーム要件追加以外は、法48条1項（貨物の輸出）又は25条1項等（技術の提供）に基づく許可。

1. 安全保障貿易管理とは

2. 違反事例

3. 最近の改正事項

- ・補完的輸出規制の見直し
- ・重要・新興技術に関する輸出管理品目
- ・審査合理化

重要・新興技術に関する輸出管理品目等の改正

- 我が国は国際的な協調の下、外為法に基づく厳格な輸出管理を実施。
- この方針の下、責任ある技術保有国として、国際的な状況も踏まえ、今回、重要・新興技術の軍事転用を防止するため、重要・新興技術に関する先端品目の追加等輸出管理品目の改正を行う。
- 先端半導体関連品目（15品目）、量子コンピュータ関連品目（4品目）、その他の品目（2品目）について、全地域を対象に輸出管理の対象に追加する。

【追加を行おうとする輸出管理品目】 計21品目

- ・ 先端半導体関連品目 15品目
（半導体製造装置10品目、技術 3 品目、その他 2 品目）
- ・ 量子コンピュータ関連品目 4 品目
（極低温冷凍機等重要部品 3 品目、材料 1 品目）
- ・ その他の品目 2 品目
（金属積層造形装置、高温コーティング技術）

【管理対象となる仕向地】 全地域

(参考) 追加の輸出管理品目 (21品目)

		種別	品目
半導体 関連品目	半導体製造装置		
	1	イオン注入	プラズマドーピングイオン注入装置
	2	リソグラフィ（露光）	露光装置のアップグレードのための装置
	3		ナノインプリントリソグラフィ装置
	4	エッチング（化学的除去）	シリコンの内部を垂直に貫通する電極等のエッチング装置
	5		EUVパターンを再形成やトリミングにより改善する装置
	6	デポジション（成膜）	物理的な方法でタングステンの層を成膜する等の成膜装置
	7	アニーリング（熱処理）	レーザーなどを用いて熱処理をする装置
	8	洗浄	超臨界二酸化炭素を用いた洗浄装置
	9	検査	ウエハーの欠陥を検査する装置
	10		重ね合わせ精度計測装置
	技術		
	11	ソフトウェア	先端パッケージング用のECADプログラム
	12		マルチパターンング技術を用いた集積回路製造用のECADプログラム
	13		計算機リソグラフィプログラム
その他			
14	集積回路	高性能な並列演算が可能な先端 I C チップ	
15	素材	EUVマスク	

(参考) 追加の輸出管理品目 (21品目)

		種別	品目
量子 関連 品目	16	量子コンピュータ装置	極低温冷凍機
	17		極低温アンプ
	18		極低温ウェハープローバ
	19	基板材料	同位体分離シリコン/ゲルマニウム基板・原料
その 他	20	工作機械	金属積層造形装置
	21	物質表面処理技術	高温コーティング技術

1. 安全保障貿易管理とは

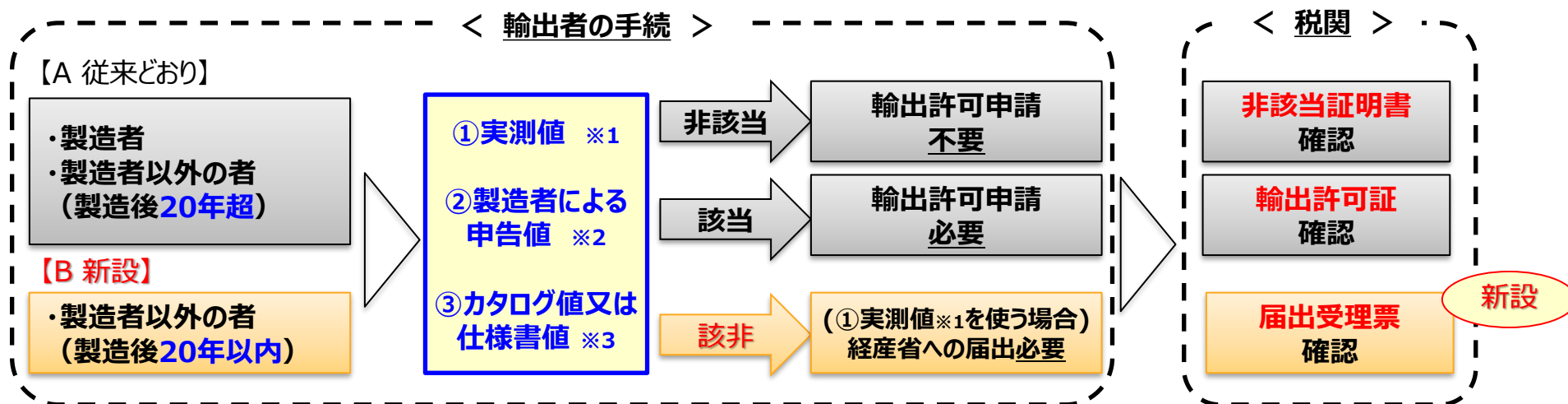
2. 違反事例

3. 最近の改正事項

- ・補完的輸出規制の見直し
- ・重要・新興技術に関する輸出管理品目
- ・審査合理化

中古工作機械に対する輸出管理の見直し

- 製造者及び製造者以外の者で製造後**20年超**の工作機械を輸出しようとする者は、当該工作機械の①実測値、②申告値 又は ③カタログ値等 により該非判定を行う（従来どおり）。
- 製造した日から**20年以内**の工作機械について新たな手続を規定。具体的には「製造者以外の者」が①実測値 で該非を判定する場合、製造者に妥当性を確認したうえで経済産業省に届出を行う。（届出を行わない場合は「②申告値 又は ③カタログ値等」で該非判定を行う。）（**新設・強化**）



※ 1 実測値：「製造者」又は「それ以外の者」が、個々の工作機械毎に測定した位置決め精度等の数値。

※ 2 申告値：「製造者」が経済産業省に対して工作機械の型式毎に提出した位置決め精度等の数値。

※ 3 カタログ値等： 上記A（従来どおり）は、③カタログ値又は仕様書値（「カタログ値等」）により「該当」の場合は、「該当」と判定して差し支えない。
他方、「カタログ値等」により「非該当」の判定はできない。

上記B（新設）は、③カタログ値等 に基づき判定（「非該当」と判定する場合を含む。）を行う。

包括許可制度の合理化

① 特別一般包括の対象拡大

以下の項目については、新たに特一包括の対象とする。

- エアバッグ用火薬類などの防衛装備ではない輸出令別表第1の1項に掲げる貨物
- 一部の国を仕向地とする移設検知装置を搭載した工作機械
- 半導体製造用の圧力計やクロスフローろ過装置の部分品

<対象項番>

- ・ 輸出令別表第1の1の項（3）、2の項（1 2）1、2の項（3 3）、3の2の項（2）4の貨物の一部
- ・ 外為令別表の2の項（2）、4の項（1）の技術の一部

② 特別返品等包括(1項武器)の簡素化

【現行の申請者要件】

- CP/CL受理票の交付を受け、特別返品等包括許可に関する体制を整えており、かつ
- 実施状況調査を受け、過去1年間に該当貨物の輸出等を5回以上行ったことがある者

【改正後の申請者要件】

- 輸出者等遵守基準省令に定める該非確認責任者等を選定し、特別返品等包括許可に関する体制を整えている者 又は
- CP/CL受理票の交付を受け、特別返品等包括許可に関する体制を整えている者

<対象項番>

- ・ 輸出令別表第1の1の項

防衛装備移転関係の手続きの合理化

外国軍隊が自衛隊との訓練用に持ち込む貨物の輸出に係る特例

- 自衛隊が国内で外国軍隊と訓練を行う機会の増大に伴い、外国軍隊が当該訓練のために自ら持ち込んだ貨物を自国に持ち帰る場合については、制度の合理化の観点から、輸出許可を不要とする。

展示会等に係る技術情報の提供における包括制度の創設

- 防衛装備品の移転に係る案件形成の取組が活発化する中で、展示会、工場見学などでの商談である案件形成の初期段階での対応が重要。
- 一方、展示会や工場見学の来場者は事前に判明せず、また直前に相談を受けることもあることから、防衛装備品の情報提供に係る許可手続（申請書類に相手先を記載、審査期間）のハードルがある。そのため、提供する情報は自社のホームページ等で公開済みの情報に限定され、案件形成に必要なPRができず、他国の競合他社との優劣に影響。
- 防衛装備庁と連携して、安全保障上のリスクが低い技術情報に限定して、展示会等での情報提供に係る包括許可制度を創設。

自己管理チェックリスト（CL）の見直し

- 安保小委員会の結果を踏まえ、検査の過程で得られる機微情報把握の必要性を考慮しつつ、**提出書類を省略や簡素化**。
- 内部管理体制や保有する機微技術の機微性や、輸出する貨物の実績を踏まえ、**立入検査を重点化**。

1. 企業の輸出管理内部規程の自主管理チェックリスト（CL）に係る手続きの合理化（書類の省略・簡素化、自主管理推進）【通達改正】

◎輸出管理内部規程（コンプライアンス・プログラム（CP））を届出・受理済みの企業（約1,200社）に関し、毎年度のCPの運用状況の確認書面であるチェックリスト（CL）の内容、運用を見直す。

・CLを構成する書類を見直し

- ①CP企業の直近の輸出管理体制の概要や輸出管理の運用状況報告の見直し及び削減
- ②運用状況の詳細報告は原則、自主管理（内部保管）に移行

2. 立入検査の重点化（リスクベース・アプローチを念頭に実施先を選定）

◎検査先の選定上、輸出管理を巡る情勢を鑑み以下の要素も重視

- ・経済安全保障上、機微とされる特定重要貨物・技術への関与
- ・近年における**会社組織の改編、資本構成や取引内容（相手、貨物等）の大きな変容**
- ・外為法違反が発覚する等、輸出管理に係る内部管理体制に疑義

(参考) 安全保障貿易管理に関する資料

「経済産業省 安全保障貿易管理」で検索頂くか、下記リンクを検索ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

安全保障貿易管理
Export Control
経済産業省

■ サイトマップ ■ 用語の手引き → English

TOPICS
最新の制度改正

- ▶ 「外国為替令等の一部を改正する政令」等の改正について(2025.4.9)
- ▶ 「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」等の改正について(2025.4.3)
- ▶ 「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」について(2025.3.28)
- ▶ 外国ユーザーリストの改正について(2025.01.31)
- ▶ 「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令」の改正等について(2024.10.30)

安全保障貿易管理の概要
・制度の概要を知りたい方はこちら

申請手続き
・許可申請を行おうとする方はこちら

企業等の自主管理の促進
・輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程について知りたい方はこちら

関係法令
・関係法令の条文や規制対象の品目を調べたい方はこちら

大学・研究機関の自主管理の促進
・大学・研究機関向けの情報はこちら

中小企業等への支援
・輸出管理体制構築支援等の情報はこちら

安全保障貿易管理の概要
申請手続き
企業等の自主管理の促進
事後審査(外為法違反について)
説明会
関係法令
Q&A
リンク集
ENGLISH PAGE

新着情報

- ▶ 令和7年6月2日 **制度** [「工作機械の該非判定手続の改正」のQ&Aを掲載しました。](#)
- ▶ 令和7年6月2日 **制度** [「特別一般包括許可（移設検知装置付き工作機械の輸出管理の合理化関係）」のQ&Aを掲載しました。](#)
- ▶ 令和7年5月26日 **その他** [「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」に係る記入要領を掲載しました。](#)
- ▶ 令和7年5月23日 **制度** [「補完的輸出規制の見直しについて」の説明動画を掲載しました。](#)
- ▶ 令和7年5月14日 **制度** [「重要・新興技術関連品目の追加等、規制の合理化・適正化」の改正に係る説明動画を掲載しました。](#)
- ▶ 令和7年5月14日 **制度** [「輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物」等の改正について](#)
- ▶ 令和7年4月10日 **制度** [「技術管理強化のための官民対話スキーム」に関するQ & Aを更新しました。](#)

説明動画も
ご覧ください

ご清聴ありがとうございました